

令和6年度第1回習志野市農業振興地域整備促進協議会議事録

1 開催日時 令和7年1月17日（金） 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 習志野市庁舎5階委員会室

3 出席者 委員15人

【会長】 渡邊 勇 （2号委員）

【副会長】 三橋 美智子 （3号委員）

【委員】 矢野 泰宏 （1号委員）

渡邊 幸枝 （1号委員）

三代川 善延 （2号委員）

塩田 俊一 （3号委員）

金子 光雄 （3号委員）

佐野 由紀雄 （3号委員）

小川 玲子 （3号委員）

中野 政博 （3号委員）

関口 昌弘 （3号委員）

三代川 栄作 （3号委員）

中台 孝久 （3号委員）

穴倉 義昭 （4号委員）

市角 勝康 （5号委員）

【事務局】 協働経済部 部長 根本 勇一

同上 次長 小倉 一美

産業振興課 課長 大竹 博和

同上 係長 石橋 正崇

同上 主査 白髭 裕子

同上 副主査 今井 秀敏

【傍聴者】 0人

4 議題

第1 会長の選出

第2 副会長の選出

第3 会議の公開、非公開

第4 会議録の作成等

第5 会議録署名委員の指名

第6 諮問

第7 審議

・ 習志野市農業振興地域整備計画の変更について
（農用地区域からの除外申出に伴う変更）

第8 その他

5 議事内容

(1) 会長の選出

【産業振興課 大竹】会長は委員の互選により定めることと規定されているが、互選の方法はいかがするか。

【矢野委員】指名推薦がよい。

【委員一同】異義なし。

【産業振興課 大竹】会長はどなたがよろしいか。

【矢野委員】渡邊勇委員が適任である。

【委員一同】異義なし。

【産業振興課 大竹】会長は渡邊委員に決した。

【渡邊会長】挨拶（省略）

〈会長と進行を交代〉

(2) 副会長の選出

【渡邊会長】副会長の選任に移る。副会長も委員の互選により定めることと規定されているが、互選の方法はいかがするか。

【矢野委員】会長に一任。

【委員一同】異義なし。

【渡邊会長】副会長は三橋美智子委員を指名する。

【三橋副会長】挨拶（省略）

(3) 会議の公開、非公開

【渡邊会長】本会議は「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により原則公開となっているが、本日の審議事項が情報公開条例第8条第1号の「個人の不動産の内容、財産状況に関する事項」に該当することから、非公開としてよろしいか。

【委員一同】異義なし。

(4) 会議録の作成等

【渡邊会長】会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、個人の情報が特定できない範囲で記録し、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開してよろしいか。

【委員一同】異義なし。

(5) 会議録署名委員の指名

【渡邊会長】会議録の作成にあたっては、正確性、公正を期するため、会議録署名委員を会長が指名してよろしいか。

【委員一同】異義なし。

【渡邊会長】会議録署名委員は名簿順に矢野泰宏委員、渡邊幸枝委員を指名する。

(6) 諮問

【渡邊会長】本審議会への諮問の進行は、事務局にお願いします。

【産業振興課 大竹】令和6年度産振第1034号について会長へ諮問書を手交する。
〈根本部長より会長へ諮問書を手交〉

(7) 審議(習志野市農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域からの除外
申出に伴う変更))

【渡邊会長】審議については非公開となる。事務局の説明後、委員からご意見を伺う。

【産業振興課 今井】農業振興地域制度についての説明(省略)

申出のあった除外案件について説明する。実籾一丁目●●番●
他5筆 7, 978. 09㎡の土地に福祉施設を設置するものである。

土地利用計画としては、建築基準法に基づく隣接家屋との距離
確保のための緩衝地帯、同施行令に基づく広場、募集要項で定め
られた災害時の協力のための防災かまどベンチ、職員・利用者等
向けの駐車場・駐輪場・バイク置き場の設置が計画されている。

施設概要としては、広域型特別養護老人ホーム100床、ショ
ートステイ20床、デイサービス30人用、地域交流エリアの設
置が計画されている。

日影図によると、除外せず隣地に残る農地に建物の日影の影響
は及ばない。

除外要件の適合性に関し、①農用地以外の土地とすることが必要
かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないことにつ
いては、市内の市街化区域で当初検討されたが8,000㎡の用地を
選定するのは不可能であり、また農用地区域ではない市街化調整
区域でも条件に合う用地の選定が不可能であったとのことである。

②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことについては、
習志野市ではまだ地域計画は策定されておらず、地域計画の達成
に支障を及ぼすおそれは無い。

③農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない
ことについては、計画地の近傍に農地があるが、京成本線で分
断されている状況である。

④効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用
集積に支障を及ぼすおそれがないことについては、地権者に営農
拡大意向はなく、集落内の認定農業者を含めた地域の他の担い手
の利用意向も無いとのことである。

【渡邊会長】審議に入る。質問等はあるか。

【渡邊会長】地域計画策定後にはどのような判断となるのか。

【産業振興課 石橋】目標地図に定めない予定の農地のため、支障無しのままとなる。

【宍倉委員】駐車場が住宅側に多いが、道路側に整備した方が住民への影響が少ない
のではないか。

【産業振興課 今井】ご提案として議事録に留めておく。

【三代川委員】近隣住民の同意は取れているのか。

【産業振興課 今井】既に得ている。

【渡邊幸枝委員】特別養護老人ホーム建設にはどの程度の敷地面積が必要となるのか。

【産業振興課 今井】今回の規模の特別養護老人ホームであれば、同程度の敷地面積が必要となる。

【産業振興課 大竹】特別養護老人ホームには様々な形態があり、ベッド数も異なるため、必要となる敷地面積は施設ごとに異なる。

【渡邊会長】他にあるか。質疑なしと認め、挙手により採決する。

本件の除外については、止むを得ないものと判断し、市長への答申については「習志野市農業振興地域整備計画の変更は、止むを得ないものと判断いたします。」としてよろしいか。

(委員挙手)

【渡邊会長】全員賛成ということで、諮問に対する答申内容は「計画の変更は止むを得ないもの」とすることに決した。

答申書の作成については、会長一任でよろしいか。

【委員一同】異義なし。

(8) その他

【渡邊会長】事務局より連絡等はあるか。

【産業振興課 石橋】特にない。

【渡邊会長】以上で閉会する。

以上